

下松市学習者用端末等貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下松市立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して学習者用端末等の貸付けに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学習者用端末」とは、下松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するパーソナルコンピュータ等であって、学校での学習活動に必要な不可欠な教材又は教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

(貸付物品)

第3条 この要綱の規定により貸付けを行う物品（以下「貸付物品」という。）は、学習者用端末及びその使用のために必要な附属品とする。

(貸付対象者)

第4条 貸付物品の貸付けを受けられる者は、児童等とする。

(貸付けの実施)

第5条 学校の校長（以下「校長」という。）は、必要と認める場合は、貸付物品の貸付けを行う。

2 校長は、貸付けに関する庶務を行うものとする。

(管理)

第6条 校長は、貸付けを行った場合は、貸付状況を常に明らかにするためにその都度学習者用端末管理台帳を作成し、教育委員会に写しを提出しなければならない。

2 校長は、貸付状況に変更等が生じたときは、速やかに学習者用端末管理台帳に記載するとともに、教育委員会に写しを提出しなければならない。

(貸付期間)

第7条 貸付物品の貸付期間は、児童等に貸付けが必要となった日から卒業認定日2週間前の日までの期間内で、校長が決定する。

(貸付料)

第8条 貸付物品の貸付料は、無料とする。

(借用証)

第9条 貸付物品の貸付けを受けようとする児童等の保護者は、

校長へ学習者用端末等貸付物品借用証（別記第1号様式）を提出しなければならない。

（貸付物品の変更）

第10条 校長は、貸付決定した貸付物品を変更するときは、学習者用端末等貸付物品変更通知書（別記第2号様式）により、貸付けを受けた児童等の保護者に通知するものとする。

2 児童等は、前項の規定による通知を受けた場合は、校長の指示により貸付物品を交換するものとする。

（貸付物品の取扱い）

第11条 貸付物品の貸付けを受けた児童等（以下「使用者」という。）は、貸付物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物品を他者に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸付物品を売却し、又は廃棄すること。

(3) 貸付物品を故意に破損し、又は汚損すること。

(4) 貸付物品を分解し、又は改造すること。

(5) 貸付物品を学習活動以外に使用すること。

(6) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。

(7) 校長が別に定める学習者用端末利用規程等に反する行為を行うこと。

(8) その他校長が不適切と認める行為を行うこと。

3 使用者は、校長から貸付物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（充電に係る経費）

第12条 家庭における学習者用端末の充電に係る経費は、使用者の保護者（以下「保護者」という。）の負担とする。

（亡失又は損傷の届出）

第13条 保護者は、貸付物品を亡失したとき、又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届（別記第3号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸付物品の原状復旧に要する費用は、保護者の負担とする。

（損害賠償）

第14条 保護者は、貸付物品の使用に当たり、使用者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合

には、その損害を賠償する責任を負う。

(決定の取消し)

第15条 校長は、第7条に規定する貸付期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すことができる。

(1) 使用者が学校の児童又は生徒でなくなったとき。

(2) 使用者が第11条の規定に違反したとき。

(3) その他貸付物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付物品の返却)

第16条 使用者は、第7条の規定により校長が別途定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。

2 使用者が貸付物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、保護者は、貸付物品に相当する価額を弁償するものとする。

(連帯保証)

第17条 保護者は、下松市学習者用端末等貸付要綱の規定により、使用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、貸付物品の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

下松市学習者用端末等貸付物品借用証

年 月 日

下松市立 校長 様

使用者
（児童又は生徒）
住所

氏名

（保護者）
住所

氏名

下松市学習者用端末等貸付要綱の規定により、下記の物品を借り受けました。

なお、使用に当たっては、裏面の貸付条件及び下松市学習者用端末等貸付要綱の規定を遵守します。

記

品名	規格	数量	確認欄※
学習者用端末	管理番号：	1	<input type="checkbox"/>
キーボード		1	<input type="checkbox"/>
電源ケーブル		1	<input type="checkbox"/>
借料の額	無料		
借受期間	貸付決定日から校長が定める日まで		

※ 使用者は、借受物品を確認した際に確認欄に☑をつけてください。

(裏面)

貸付条件

- 1 使用者は、貸付物品について、その貸付けを受けた日から善良な保管管理等の義務を負うものとする。
- 2 貸付物品の使用に当たっては、使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を売却し、又は廃棄すること。
 - (3) 貸付物品を故意に破損し、又は汚損すること。
 - (4) 貸付物品を分解し、又は改造すること。
 - (5) 貸付物品を学習活動以外に使用すること。
 - (6) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (7) 校長が別に定める学習者用端末利用規程等に反する行為を行うこと。
 - (8) その他校長が不適切と認める行為を行うこと。
- 3 使用者は、校長から貸付物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 家庭における学習者用端末の充電に係る経費は、保護者の負担とする。
- 5 保護者は、貸付物品を亡失したとき、又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届（別記第3号様式）を校長に提出しなければならない。
- 6 使用者の故意又は重大な過失により、貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、保護者の負担とする。
- 7 貸付物品の使用に当たり、使用者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、保護者は、その損害を賠償する責任を負う。
- 8 使用者は、校長が定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
- 9 貸付期間中であっても、教育委員会又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。この場合において、使用者は校長が定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
- 10 使用者及び保護者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 11 保護者は、下松市学習者用端末等貸付要綱の規定により、使用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 12 その他学習者用端末等の利用に際しては、校長の指示に従うものとする。

第 号
年 月 日

下松市学習者用端末等貸付物品変更通知書

（児童又は生徒）

（保護者）

様

下松市立

校長

学習者用端末について、下松市学習者用端末等貸付要綱第10条の規定により、次のとおり機器を変更したので通知します。

使用者	氏 名
変更日	年 月 日から変更
変更前	管理番号：
変更後	管理番号：
変更事由	
備考 1 変更前の学習者用端末等は、上記変更日に在籍する学校に返却してください。 2 変更後の学習者用端末においても学習者用端末等貸付要綱を遵守して使用してください。	

別記第3号様式（第13条関係）

下松市貸付物品亡失・損傷届	
区 分	亡失 ・ 損傷 （該当に○）
学 校	下松市立 学校
児 童 又 は 生 徒 氏 名	
学 年 等	年 組
対 象	学習者用端末本体・キーボード・電源ケーブル （該当するものに○）
管 理 番 号	
亡 失 ・ 損 傷 年 月 日	年 月 日
理由及びその状況並びに今後の対応 （できるだけ詳細に記載してください。）	
上記のとおり貸付物品を亡失し、又は損傷しましたので下松市学習者用端末等貸付要綱第13条の規定により、報告します。	
年 月 日	
下松市立	校長 様
	住 所：
	児 童 又 は
	生 徒 氏 名：
	保 護 者 氏 名：

※ 紛失・盗難の場合は、その旨を警察に届け出たことを証する書面の写し又は相当するものとして、教育委員会が認めるものを添付してください。